瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年１１月１６日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第３１号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和８年瀬戸市条例第２５号）の施行期日は、令和９年６月１日とする。